

四半期報告書

(第62期第1四半期)

株式会社サンエー・インターナショナル

(E00615)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	7
3 【経営上の重要な契約等】	8
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	11
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	23
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【四半期連結財務諸表】	26
2 【その他】	42
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	43

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年1月13日

【四半期会計期間】 第62期第1四半期(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

【会社名】 株式会社サンエー・インターナショナル

【英訳名】 SANEI－INTERNATIONAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅孝彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【電話番号】 (03) 5467－1911(代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 鈴木 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【電話番号】 (03) 5467－1911(代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 鈴木 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第62期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第61期
会計期間	自 平成21年 9月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 9月1日 至 平成22年 8月31日
売上高 (百万円)	26,628	25,769	100,333
経常利益 (百万円)	1,957	1,368	459
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失(△) (百万円)	615	△850	△1,442
純資産額 (百万円)	29,718	25,843	27,083
総資産額 (百万円)	61,554	59,534	54,550
1株当たり純資産額 (円)	1,739.09	1,504.48	1,578.46
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失 (△) (円)	36.66	△50.67	△85.97
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	47.4	42.4	48.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,055	△754	3,514
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△409	△497	△957
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△956	△1,118	△632
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	12,098	11,866	14,288
従業員数 (名)	4,241	3,680	3,825

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第61期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第61期及び第62期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	3,680 (836)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第1四半期連結会計期間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	2,394 (491)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第1四半期会計期間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

外注実績

当第1四半期連結会計期間における外注実績をセグメント別に示すと、次のとおりです。

なお、その他については、外注実績はありません。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
製品委託仕入高		
オリジナルブランド事業	8,979 (110)	98.3
ライセンスブランド事業	744 (7)	97.7
その他アパレル事業	— (—)	—
計	9,723 (118)	98.2
加工外注高		
オリジナルブランド事業	912	107.6
ライセンスブランド事業	81	77.1
その他アパレル事業	—	—
計	994	104.3
合計	10,717	98.7

- (注) 1 製品委託仕入高とは、生地手配(一部有償支給を含む)から縫製加工までを一括して発注する場合の外注高を示しております。
- 2 加工外注高とは、生地手配を当社で行い、生地を無償支給し、縫製加工までを発注する場合の外注高を示しております。
- 3 製品委託仕入高の上段は受入高を、下段()は有償支給にともなう外注先への支給高を示しております。
- 4 製品委託仕入高には、サンプル品の仕入高が含まれております。
- 5 金額には、消費税等は含まれておりません。

仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりです。

なお、その他については、原材料の仕入実績はありません。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
原材料		
オリジナルブランド事業	696	112.1
ライセンスブランド事業	54	71.0
その他アパレル事業	—	—
計	750	107.6
商品		
オリジナルブランド事業	365	70.9
ライセンスブランド事業	958	115.3
その他アパレル事業	1,955	121.2
報告セグメント計	3,279	110.8
その他	3	249.8
計	3,282	110.8
合計	4,033	110.2

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりです。

① 販売方法

オリジナルブランド事業、ライセンスブランド事業、その他アパレル事業については、当社グループの直営店等において一般消費者に販売するとともに、フランチャイズ店及び専門店に対する卸売を行っております。また、当社オリジナルブランドのライセンス供与を行っております。

なお、直営店のうち百貨店インショップについては、当該百貨店に対する卸売価格での販売となります。

その他については、店舗設計監理等を営んでおります。

② セグメント別実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
オリジナルブランド事業	17,777	92.9
ライセンスブランド事業	3,085	108.9
その他アパレル事業	4,874	105.1
報告セグメント計	25,738	96.8
その他	31	120.2
合計	25,769	96.8

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 当社グループ全体のブランド別売上状況

区分	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
ナチュラルビューティーベーシック	3,389	13.2	98.0
マーガレット・ハウエル	1,873	7.3	110.0
ヒューマンウーマン	1,665	6.5	94.5
フリーズショップ	1,662	6.4	92.8
パーリーゲイツ	1,300	5.0	99.2
その他	15,878	61.6	95.6
合計	25,769	100.0	96.8

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

④ 当社グループ全体の販売地域別実績

区分	店舗数	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
北海道	47 (5)	1,024	4.0	96.5
東北・信越	57 (9)	1,306	5.1	95.6
関東	407(13)	11,616	45.1	94.9
東海・中京・北陸	128(15)	3,594	13.9	100.5
関西	168 (3)	3,812	14.8	93.9
中国・四国	72(21)	1,103	4.3	96.8
九州	100(14)	1,863	7.2	104.8
海外	71	920	3.6	106.5
その他	—	527	2.0	97.5
合計	1,050(80)	25,769	100.0	96.8

- (注) 1 四半期連結会計期間末の店舗数について、フランチャイズ店を()内数で記載しております。
 2 その他には、ライセンス供与による売上等を含んでおります。
 3 金額には、消費税等は含まれておりません。

⑤ 当社グループ全体の出店形態別販売実績

区分	店舗数	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
直営店				
百貨店インショップ	524	9,095	35.3	91.6
ファッションビルインショップ・路面店	327	10,710	41.6	101.1
アウトレット店	48	2,045	7.9	95.8
海外店	71	919	3.6	106.6
計	970	22,770	88.4	96.8
直営店以外				
フランチャイズ店・外販専門店	80	2,415	9.4	96.1
その他	—	583	2.2	98.4
計	80	2,999	11.6	96.5
合計	1,050	25,769	100.0	96.8

- (注) 1 当社グループは、店頭在庫管理を自社で行い、かつ自社派遣販売員又は販売委託先が接客販売を行う店舗を直営店と位置付けておりますが、このうち百貨店インショップについては当該百貨店に対する卸価格での販売となります。
 2 その他には、ライセンス供与による売上等を含んでおります。
 3 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は次のとおりです。

(1) 会社分割による子会社事業の承継

当社は、平成22年6月14日開催の取締役会において、当社の生産管理（貿易業務・品質管理を含む）及び物流管理に係る事業（パターンに関する事業を除く）を、当社の100%子会社である株式会社サンエー・プロダクション・ネットワーク（平成22年5月27日設立）へ承継させることを決議し、同日付で簡易吸収分割契約を締結し、平成22年9月1日付で分割しております。

(2) 共同持株会社設立に関する契約の締結

当社及び株式会社東京スタイル（以下「東京スタイル」といいます。）は、平成22年10月14日開催の両社取締役会において、両社株主総会による承認を条件として、平成23年6月1日を設立日（予定）として共同株式移転の方法により共同持株会社を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、株式移転契約書（以下「本株式移転契約書」といいます。）を締結することを決議し、株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）を共同で作成いたしました。

当社及び東京スタイルは、本株式移転計画書に基づき、平成23年6月1日（予定）を効力発生日として、本株式移転の方法により共同持株会社である株式会社T S Iホールディングス（以下「共同持株会社」といいます。）を設立する予定であります。共同持株会社の株式については東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）に新規上場申請を行う予定であり、本株式移転の効力発生日に先立ち、東証第一部に上場中の当社及び東京スタイルの株式は上場廃止となる予定であります。

① 本株式移転による経営統合の目的

アパレル業界においては、不要不急の支出を控えるなど消費者の生活防衛意識の高まりにより、消費マインドの本格的な回復には未だ時間を要する状況の中、低価格商品の台頭、海外のファストファッションブランドの日本進出など、企業間競争は一段と激しさを増しております。また、中長期的には、国内における少子高齢化・人口の減少等、アパレル業界のターゲットとなる客層の縮小といった課題も抱えております。

このような経営環境の中、当社及び東京スタイルは、事業の柱となるコアブランドの企画・育成、M&Aを含むブランドポートフォリオの再構築、中国・アジアをはじめとした海外展開、TV通販・ネット販売への参入等、今後の企業成長を見据えた施策に取り組むために、両社の強み、ノウハウ及びリソースを相互に共有・活用することが、両社の企業価値を大きく高める視点から重要との判断に至りました。

今後は、互いの歴史と企業文化を尊重しながら、各々が有する強みを活かすことにより、お客さまに提供する付加価値を最大化し、社会に貢献してまいりたいと考えております。こうした企業価値の最大化のため、経営統合を通じた経営改革に一丸となって取り組むことで、早期に統合効果を実現させ、ファッション業界におけるリーディングカンパニーとしての地位の確立を目指してまいります。

② 本株式移転の要旨

1) 本株式移転の日程

株式移転契約書締結及び株式移転計画書承認取締役会（両社）	平成22年10月14日（木）
株式移転契約書締結（両社）	平成22年10月14日（木）
臨時株主総会基準日公告（両社）	平成22年10月15日（金）
臨時株主総会基準日 （東京スタイル）	平成22年11月1日（月）
（サンエー・インターナショナル）	平成22年11月5日（金）
株式移転計画書承認臨時株主総会（両社）	平成23年1月27日（木）（予定）
東証上場廃止日（両社）	平成23年5月27日（金）（予定）
株式移転の効力発生日	平成23年6月1日（水）（予定）
共同持株会社設立登記日	平成23年6月1日（水）（予定）
共同持株会社上場日	平成23年6月1日（水）（予定）

但し、今後手続を進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

2) 本株式移転の方式

当社及び東京スタイルを完全子会社、共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。本株式移転については、当社及び東京スタイルにおいては平成23年1月27日に開催予定の臨時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定であります。

3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	サンエー・インターナショナル	東京スタイル
株式移転比率	1.65	1.00

(注1) 本株式移転に伴い、当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.65株、東京スタイルの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株となる予定であります。

本株式移転により当社又は東京スタイルの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が発行する発行予定株式数（予定）

普通株式115,791,503株

上記新株式数については、平成22年8月31日時点における当社の発行済株式総数17,780,200株、東京スタイルの発行済株式総数102,507,668株に基づいて算出しております。但し、当社及び東京スタイルは、共同持株会社設立日の前日までにそれぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成22年8月31日時点で当社が保有する自己株式1,000,342株、東京スタイルが保有する自己株式14,402,930株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、共同持株会社設立日の直前までに新株予約権の行使等がなされた場合は、共同持株会社が発行する株式数は変動することがあります。

③ 本株式移転により新たに設立する会社の状況

①商号	株式会社T S I ホールディングス (英文名：TSI HOLDINGS CO., LTD.)		
②事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理ならびにそれに付帯する業務		
③本店所在地	東京都千代田区麹町五丁目7番地1		
④代表者の就任予定	代表取締役会長	三宅 正彦	サンエー・インターナショナル 取締役会長
	代表取締役社長	中島 芳樹	東京スタイル 代表取締役社長
⑤資本金	150億円		
⑥純資産	未定		
⑦総資産	未定		
⑧決算期	2月末日		

④ 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は、企業結合会計基準における「取得」に該当するため、パーチェス法を適用することが見込まれております。なお、現時点ではのれん（又は負ののれん）の金額を見積もることができないため、金額等については確定しておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間末において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

総資産は、現金及び預金が24億21百万円減少するなどしたものの、受取手形及び売掛金が30億72百万円増加したこと、たな卸資産が42億29百万円増加したことなどにより、前期末比9.1%増加し、595億34百万円となりました。

(負債)

負債は、長期借入金が4億90百万円減少するなどしたものの、支払手形及び買掛金が40億83百万円増加したこと、資産除去債務会計基準の適用に伴い資産除去債務が15億26百万円増加したこと、賞与引当金が6億45百万円増加したことなどにより、前期末比22.7%増加し、336億90百万円となりました。

(純資産)

純資産は、利益剰余金が13億35百万円減少したこと、その他有価証券評価差額金が1億34百万円増加したことなどにより、前期末比4.6%減少し、258億43百万円となりました。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、厳しい雇用情勢や欧米経済の下振れ懸念など、景気の先行きは不透明な状況にあります。

アパレル業界においても、いまだ消費者の購買意欲の回復が見られないなど、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況にあって当社グループは、秋冬物の立ち上がりは残暑の影響もあり出遅れたものの、全体として売上は概ね堅調に推移しました。なお、株式会社東京スタイルと共同株式移転の方法により共同持株会社である株式会社T S Iホールディングスを設立（平成23年6月1日予定）するための株式移転計画を作成しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は257億69百万円（前年同四半期比3.2%減）、営業利益は14億44百万円（前年同四半期比31.6%減）、経常利益は13億68百万円（前年同四半期比30.1%減）となりました。また、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額10億37百万円、株式会社東京スタイルとの経営統合関連費用2億64百万円などを含む特別損失13億16百万円を計上し、四半期純損失は8億50百万円（前年同四半期は6億15百万円の四半期純利益）となりました。

セグメント別の業績概況は次のとおりです。

セグメントの名称	売上高			セグメント利益又は損失(△)		
	前第1四半期 連結会計期間 (百万円)	当第1四半期 連結会計期間 (百万円)	前年同四半期 比(%)	前第1四半期 連結会計期間 (百万円)	当第1四半期 連結会計期間 (百万円)	前年同四半期 比(%)
オリジナルブランド事業	19,130	17,777	92.9	—	2,526	—
ライセンスブランド事業	2,834	3,085	108.9	—	△55	—
その他アパレル事業	4,636	4,874	105.1	—	56	—
報告セグメント計	26,601	25,738	96.8	—	2,527	—
その他	26	31	120.2	—	14	—
合計	26,628	25,769	96.8	—	2,541	—

(注) 1 売上高については、内部取引消去後の金額であり、セグメント利益又は損失については、内部取引消去前の金額であります。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

[オリジナルブランド事業]

「ナチュラルビューティーベーシック」、「エヌ ナチュラルビューティーベーシック」、「アドーア」、「マーガレット・ハウエル」等の売上が比較的堅調だったものの、総じて苦戦し、この事業の売上高合計は177億77百万円（前年同四半期比7.1%減）、セグメント利益は25億26百万円となりました。

[ライセンスブランド事業]

「ケイト・スペード ニューヨーク」、「バービーキッズ」等の売上により、この事業の売上高合計は30億85百万円（前年同四半期比8.9%増）、セグメント損失は55百万円となりました。

[その他アパレル事業]

「フリーズマート」、UNIT&GUEST(株)の卸売事業等の売上により、この事業の売上高合計は48億74百万円（前年同四半期比5.1%増）、セグメント利益は56百万円となりました。

[その他]

(株)ブラックス等の事業により、この事業の売上高合計は31百万円（前年同四半期比20.2%増）、セグメント利益は14百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費を6億97百万円計上、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を10億37百万円計上、各種引当金が9億78百万円増加、仕入債務が40億83百万円増加したものの、売上債権が30億72百万円増加したこと、たな卸資産が42億29百万円増加したこと等により、7億54百万円の支出（前年同四半期は10億55百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産（店舗内装資産等）の取得が3億97百万円、敷金及び保証金の差入が1億1百万円生じたこと等により、4億97百万円の支出（前年同四半期比21.5%増）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減額が2億49百万円生じたこと、長期借入金の返済が4億34百万円生じたこと、配当金の支払が4億19百万円生じたこと等により、11億18百万円の支出（前年同四半期比17.0%増）となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末より24億21百万円減少して118億66百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み)

当社では、下記の経営方針を支持する者が、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えています。

なお、下記の経営方針に照らして不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や東京証券取引所その他の第三者(独立社外者)とも協議のうえ、次の3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

1. 当該措置が下記の経営方針に沿うものであること
2. 当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
3. 当該措置が役員の状態の維持を目的とするものでないこと

[経営方針]

法令及び社会規範の順守を前提として次の事項を推進し、中長期的かつ総合的に企業価値・株主価値の向上を目指す。

1. 効率的な資産運用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元
2. 経営の透明性確保
3. 顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,780,200	17,780,200	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株です。
計	17,780,200	17,780,200	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

(第3回新株予約権 平成17年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,571(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,580(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月1日 至 平成22年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,580 資本組入額 2,790
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算定により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者の他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。
 (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は、これを行行使することはできない。
 (3) 新株予約権の一部行使はできない。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。

(第4回新株予約権 平成18年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,635(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	163,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,620(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月1日 至 平成23年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,620 資本組入額 1,810
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- 5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。
 - (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
 - 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
 - (6) 条件
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 以下に準じて決定する。
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
 - 以下に準じて決定する。
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第5回新株予約権 平成19年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,270(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	127,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,085(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成21年12月1日 至 平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,085 資本組入額 1,043
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。
 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
 (3) 新株予約権の一部行使はできない。

- 5 組織再編に際して定める契約書または計画書等下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。
- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
 - (6) 条件
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第5 - 2回新株予約権 平成19年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	36(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,581(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成21年12月1日 至 平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,581 資本組入額 791
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。
 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
 (3) 新株予約権の一部行使はできない。

- 5 組織再編に際して定める契約書または計画書等下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。
- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (6) 条件
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。
- 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年11月30日	—	17,780,200	—	7,376	—	7,455

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、三宅理子から平成22年10月21日付の大量保有報告書の変更報告書の送付があり、平成22年10月18日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けており、平成22年11月5日時点の株主名簿を確認したところ、以下のとおり大株主の異動がありました。

① 大株主でなくなったもの

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三宅理子 (常任代理人 三宅 正彦)	NEW YORK, NY (東京都世田谷区)	410	2.31

② 新たに大株主となったもの

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)東京スタイル	東京都千代田区麴町5-7-1	600	3.37

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年11月5日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年11月5日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,778,300	167,783	—
単元未満株式	普通株式 1,600	—	—
発行済株式総数	17,780,200	—	—
総株主の議決権	—	167,783	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式42株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年11月5日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンエー・ インターナショナル	東京都渋谷区渋谷一丁目 2番5号	1,000,300	—	1,000,300	5.63
計	—	1,000,300	—	1,000,300	5.63

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 9月	10月	11月
最高(円)	983	1,030	1,029
最低(円)	902	800	942

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,936	14,358
受取手形及び売掛金	10,219	7,146
商品及び製品	12,492	7,994
仕掛品	347	576
原材料及び貯蔵品	166	205
その他	1,997	2,255
貸倒引当金	△57	△44
流動資産合計	37,102	32,492
固定資産		
有形固定資産	※1 6,677	※1 6,339
無形固定資産	3,770	3,908
投資その他の資産		
敷金及び保証金	9,003	8,970
その他	3,027	2,885
貸倒引当金	△47	△46
投資その他の資産合計	11,983	11,809
固定資産合計	22,431	22,058
資産合計	59,534	54,550
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,756	11,673
短期借入金	205	428
1年内返済予定の長期借入金	1,982	1,926
未払法人税等	732	706
賞与引当金	1,943	1,298
役員賞与引当金	21	—
ポイント引当金	244	230
株主優待引当金	7	9
返品調整引当金	445	157
資産除去債務	160	—
その他	4,472	4,307
流動負債合計	25,971	20,737
固定負債		
長期借入金	4,393	4,883
退職給付引当金	385	373
役員退職慰労引当金	633	647
資産除去債務	1,366	—
その他	940	825
固定負債合計	7,719	6,729
負債合計	33,690	27,466

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,376	7,376
資本剰余金	7,455	7,455
利益剰余金	13,714	15,049
自己株式	△2,001	△2,001
株主資本合計	26,544	27,879
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△920	△1,054
繰延ヘッジ損益	△2	△11
為替換算調整勘定	△376	△326
評価・換算差額等合計	△1,299	△1,393
新株予約権	276	298
少数株主持分	322	299
純資産合計	25,843	27,083
負債純資産合計	59,534	54,550

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
売上高	26,628	25,769
売上原価	11,621	11,461
売上総利益	15,006	14,308
販売費及び一般管理費	※ 12,896	※ 12,864
営業利益	2,110	1,444
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	0	0
不動産収入	47	44
為替差益	—	20
その他	35	49
営業外収益合計	85	115
営業外費用		
支払利息	25	23
店舗等除却損	96	156
為替差損	22	—
貸倒引当金繰入額	78	1
その他	15	8
営業外費用合計	238	190
経常利益	1,957	1,368
特別利益		
賞与引当金戻入額	92	—
ポイント引当金戻入額	22	—
特別利益合計	114	—
特別損失		
固定資産除却損	—	13
投資有価証券評価損	504	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,037
経営統合関連費用	—	264
特別損失合計	504	1,316
税金等調整前四半期純利益	1,567	52
法人税、住民税及び事業税	657	667
法人税等調整額	300	209
法人税等合計	958	876
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△824
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△5	26
四半期純利益又は四半期純損失(△)	615	△850

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,567	52
減価償却費	730	697
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	117	13
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	12	12
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△7	△13
賞与引当金の増減額 (△は減少)	272	645
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	21
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	316	288
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△22	13
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	△4	△2
受取利息及び受取配当金	△2	△1
支払利息	25	23
店舗等除却損	100	154
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,037
固定資産除却損	—	12
投資有価証券評価損益 (△は益)	504	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,802	△3,072
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,822	△4,229
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,672	4,083
その他	574	105
小計	1,233	△158
利息及び配当金の受取額	2	1
利息の支払額	△25	△23
法人税等の支払額	△155	△618
法人税等の還付額	—	44
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,055	△754
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△473	△397
有形固定資産の売却による収入	0	12
投資有価証券の取得による支出	△4	△4
無形固定資産の取得による支出	△7	△0
敷金及び保証金の差入による支出	△247	△101
敷金及び保証金の回収による収入	347	73
長期前払費用の取得による支出	△21	△70
その他	△1	△9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△409	△497

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△152	△249
長期借入金の返済による支出	△585	△434
配当金の支払額	△419	△419
少数株主からの払込みによる収入	220	—
少数株主への配当金の支払額	△4	—
その他	△15	△16
財務活動によるキャッシュ・フロー	△956	△1,118
現金及び現金同等物に係る換算差額	△76	△51
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△386	△2,421
現金及び現金同等物の期首残高	12,484	14,288
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 12,098	※ 11,866

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
1 持分法の適用に関する事項の変更	株式会社サンエーインダストリーは、当社の影響力が低下したため、当第1四半期連結会計期間より持分法の適用から除外しております。
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益は46百万円、経常利益は48百万円及び税金等調整前四半期純利益は1,085百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,472百万円であり、当該変動額のうち121百万円は前連結会計年度末における本社移転費用に係る未払費用の残高を資産除去債務として引き継いだ額であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失(△)」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
1 たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められたので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 11,908百万円</p> <p>2 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>2,433百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>2,313</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	2,433百万円	借入実行残高	120	差引額	2,313	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 10,568百万円</p> <p>2 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>2,433百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>2,339</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	2,433百万円	借入実行残高	94	差引額	2,339
当座貸越極度額	2,433百万円												
借入実行残高	120												
差引額	2,313												
当座貸越極度額	2,433百万円												
借入実行残高	94												
差引額	2,339												

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)																								
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額</p> <table> <tr> <td>賃借料</td> <td>2,950百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>3,044</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>7</td> </tr> </table>	賃借料	2,950百万円	貸倒引当金繰入額	38	給与手当	3,044	賞与引当金繰入額	325	役員退職慰労引当金繰入額	7	<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額</p> <table> <tr> <td>賃借料</td> <td>2,915百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>2,721</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>529</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>8</td> </tr> </table>	賃借料	2,915百万円	貸倒引当金繰入額	11	ポイント引当金繰入額	13	給与手当	2,721	賞与引当金繰入額	529	役員賞与引当金繰入額	21	役員退職慰労引当金繰入額	8
賃借料	2,950百万円																								
貸倒引当金繰入額	38																								
給与手当	3,044																								
賞与引当金繰入額	325																								
役員退職慰労引当金繰入額	7																								
賃借料	2,915百万円																								
貸倒引当金繰入額	11																								
ポイント引当金繰入額	13																								
給与手当	2,721																								
賞与引当金繰入額	529																								
役員賞与引当金繰入額	21																								
役員退職慰労引当金繰入額	8																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)												
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>12,668百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td> <td>△570</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,098</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	12,668百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金	△570	現金及び現金同等物	12,098	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>11,936百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td> <td>△70</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>11,866</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,936百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金	△70	現金及び現金同等物	11,866
現金及び預金勘定	12,668百万円												
預入期間が3カ月を超える定期預金	△570												
現金及び現金同等物	12,098												
現金及び預金勘定	11,936百万円												
預入期間が3カ月を超える定期預金	△70												
現金及び現金同等物	11,866												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	17,780,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,000,409

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	276

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月27日 取締役会	普通株式	419	25	平成22年8月31日	平成22年11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年9月1日 至平成21年11月30日）

アパレル事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年9月1日 至平成21年11月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年9月1日 至平成21年11月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、アパレル事業を主たる事業としており、本社及び連結子会社にブランドを基礎とした事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、ブランドを基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、それらを製品・サービスの内容及び経済的特徴が概ね類似する複数の事業セグメントを集約し、「オリジナルブランド事業」、「ライセンスブランド事業」及び「その他アパレル事業」の3つを報告セグメントとしております。

「オリジナルブランド事業」は、当社グループのオリジナルブランドによる婦人服・紳士服・服飾品の企画、製造、販売を行っております。また、オリジナルブランドを使用したライセンス契約に基づくロイヤリティを受け取っております。

「ライセンスブランド事業」は、海外有力ブランドと契約を締結し、当社グループが主にライセンシー契約及び独占輸入販売契約による婦人服・子供服・服飾品の企画、製造、販売を行っております。

「その他アパレル事業」は、セレクト編集型ショップ、アウトレットショップ等の運営を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	オリジナル ブランド 事業	ライセンス ブランド 事業	その他 アパレル 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	17,777	3,085	4,874	25,738	31	25,769	—	25,769
セグメント間の 内部売上高又は振替高	1,461	193	115	1,770	141	1,912	△1,912	—
計	19,239	3,278	4,990	27,508	173	27,682	△1,912	25,769
セグメント利益又は損失 (△)	2,526	△55	56	2,527	14	2,541	△1,097	1,444

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、店舗設計管理業務、物流業務等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△1,097百万円には、連結会社間の内部取引消去125百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,223百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

「オリジナルブランド事業」、「ライセンスブランド事業」及び「その他アパレル事業」セグメントにおいて、退店の意思決定をした店舗及び営業損益が継続してマイナスである店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を店舗等除却損に含めて営業外費用に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては「オリジナルブランド事業」で76百万円、「ライセンスブランド事業」で18百万円、「その他アパレル事業」で52百万円であります。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)

受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金	10,219	10,219	—
(2) 支払手形及び買掛金	15,756	15,756	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 支払手形及び買掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益「その他」の新株予約権戻入益 21百万円

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

共通支配下の取引等関係

会社分割による子会社への事業承継

- 1 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

企業名	事業の名称	事業の内容
株式会社サンエー・インターナショナル	アパレル事業	生産及び物流事業

(2) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるサンエー・プロダクション・ネットワークを承継会社とする簡易吸収分割

(3) 結合後企業の名称

株式会社サンエー・プロダクション・ネットワーク

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 会社分割の目的

当社グループ内の製品・商品の仕入・調達を集約し、顧客価値に応じた品質・コストで迅速な供給体制を構築するために行うものであります。

② 企業結合日

平成22年9月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、「共通支配下の取引」として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(注) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、当第1四半期連結会計期間の期首における残高を前連結会計年度の末日における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)
1,504円48銭	1,578円46銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益 36円66銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 50円67銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失(△)		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	615	△850
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	615	△850
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,779	16,779
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

当社は、平成22年12月14日開催の取締役会において、当社及び一部の国内連結子会社が加入する総合設立型の厚生年金基金制度である大阪織物商厚生年金基金から脱退することを決議いたしました。

同基金からの脱退に伴い脱退時特別掛金として、約50億円(試算値)の損失発生が見込まれ、当社の意図する通りに脱退が実現すれば、第2四半期連結会計期間に当該損失を特別損失として計上することとなります。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成22年10月27日開催の取締役会において、平成22年8月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 419百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 25円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年11月29日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月14日

株式会社サンエー・インターナショナル

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 豊島 忠夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中 量 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンエー・インターナショナルの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンエー・インターナショナル及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月13日

株式会社サンエー・インターナショナル

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊 島 忠 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 量 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンエー・インターナショナルの平成22年9月1日から平成23年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンエー・インターナショナル及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年12月14日開催の取締役会において、総合設立型の厚生年金基金制度である大阪織物商厚生年金基金から脱退することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年1月13日

【会社名】 株式会社サンエー・インターナショナル

【英訳名】 SANEI－INTERNATIONAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅孝彦

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役管理本部長 鈴木忍

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 三宅孝彦及び当社最高財務責任者 取締役管理本部長 鈴木忍は、当社の第62期第1四半期(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

